

随意契約結果表

| | | | |
|-------------|---|--------|-----------|
| 担 当 課 名 | 道路河川課 | | |
| 案 件 名 | 街路灯緊急修繕工事 台風7号による倒壊柱復旧工事 | | |
| 案 件 の 概 要 | 台風7号の被害により倒壊した街路灯2灯の復旧工事を実施する。 | | |
| 随意契約の種類 | ○ 随意契約 ● 単独随意契約 | | |
| 契 約 年 月 日 | 令和 5 年 9 月 1 日 | 契約の相手方 | 株式会社 浦口電機 |
| 契 約 金 額 | 1,254,000 円 (うち消費税相当額 114,000 円) | | |
| 契 約 期 間 | 契 約 を 行 っ た 日 ~ 令和 5 年 12 月 28 日 まで | | |
| 随意契約とした理由 | <p>8/14未明からの台風により富士が丘2丁目の街路灯(8267-10)が尿害による腐食部から破断して倒壊し、民家に被害を与えた。その撤去工事の際に付近の街路灯を調査したところ隣接する8267-9も尿害による穴あきにより倒壊寸前であることが判明したため応急措置として補強工事を別工事にて実施した。既に穴が開いているポールの再利用はできないため尿害に強いアルミポールで再建することとした。</p> <p>現在倒壊した街路灯の跡には仮設柱もなく真っ暗であり、通学路であり日が短くなっていく時期でもあることから緊急対応の必要があるため、既設街路灯の撤去に携わり、現在の補強状況や撤去街路灯の地下配線等構造に精通している浦口電機に引き続き依頼する。</p> | | |
| 随意契約とした法令根拠 | 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定による。 (緊急の必要があるもの) | | |